

通知が届いたら必ず確認を

⁵籍にフリガナが記載されます



戸籍の フリガナ

戸籍法の一部改正が5月26日に施行され、戸籍の氏名にフリガナが記載されることになりました。 茅ヶ崎市に本籍のある人に対し、「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を8月中に発送する予定で す。通知が届いたら、フリガナに誤りがないか、必ず確認してください。

市民課

▋戸籍にフリガナが記載されるまでの流れ

通知書のフリガナに誤りがあれば、届出が必要です。

01

氏名のフリガナの 通知書が届く

※本籍地の市区町村から 届きます。茅ヶ崎市は 8月中の予定

02

通知された フリガナを確認

誤りがある→ 03 正しい→何もしない

届出方法など 詳細は市冊または 法務省冊で

届出をする 期限:2026年 5/25(月)

03

【届出方法】 ①マイナポータル ②郵送

③お住まいの 市区町村窓口

通知または届出した フリガナが戸籍に記載

04

※2026年5/26(火) 以降順次

詐欺に注意

届出に手数料はかかりません

届出しなくても罰則はありません

法務省や市区町村に 金銭を支払うよう 要求することは ありません

不審に思ったら

茅ケ崎警察署☎(82)0110

制度趣旨・届出期間・届出方法など

問合 法務省コールセンター **250570(05)0310**

> ※5/26(月)から運用開始 平日8時30分~17時15分



法務省即

国民健康保険証

の有効期限を7月末に迎える方へ

資格情報のお知らせまたは資格確認書を発送

CHECK!

8/1(金)以降、あなたが医療機関の受診時に利用できるのは?

スタート

マイナ保険証を持っている

はい → 1 いいえ→2



「資格確認書」が届く

被保険者証として使用す る、カード型の資格確認 書が世帯主に届きます

「資格情報のお知らせ」が届く

被保険者記号番号、保険者 情報、負担割合などのお知 らせが世帯主に届きます



医療機関を受診する場合

資格確認書を提示

茅ヶ崎市では国民健康保険に加入している方に、「資格 情報のお知らせ」または「資格確認書(ピンク色)」を7月下 旬に送付します。8/1(金)以降、医療機関を受診する際 は、健康保険の情報を登録したマイナンバーカード(マイ ナ保険証)または資格確認書が必要になります。

> 保険年金課保険料担当☎(81)7153 給付担当公(81)7155

医療機関を受診する場合

マイナ保険証を使用

医療機関でマイナ保険証が 利用できない場合

方法1「マイナ保険証」+「マイナポータル 資格情報画面」 方法2「マイナ保険証」+「資格情報のお知らせ(今回送付)」

※「マイナポータル 資格情報画面」や「資格情報のお知らせ」のみ では医療機関を受診できません



国民健康保険

後期高齢者医療制度にご加入の方へ

8月から使える 資格確認書を 発行

後期高齢者医療制度の保険証(または資格確認書)の 有効期限は7月末です。今回、マイナ保険証をお持ち の方を含め、全員に新しい資格確認書(だいだい色) が7月末に特定記録で届きます。

保険年金課後期高齢者医療保険担当☎(81)7157

減額認定証・ 限度額認定証

後期高齢者医療制度では、減額認定証・限度額認 定証が廃止されました。これらをお持ちだった方 には、新しく届く資格確認書に限度区分が併記され ますので、従来どおり限度額が適用されます。

広告掲載のお申し込み・お問い合わせは広報シティプロモーション課☎(81)7123へ





